

「中小企業ささエール給付金」について
(中小企業さくら咲かそうエール給付金)

事業目的

依然として様々な業種の市内事業者がコロナ禍による打撃を受けている状況の中、事業者支援においては飲食業とそれ以外の業種で支援や補償の規模に差が生じている。本事業では、そうした十分な支援が行き届いていない事業者に手厚く支援することで、市内経済の維持を図ることを目的とする。

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内中小企業等の事業継続を支援するため、千葉県中小企業等事業継続支援金（時短協力金の受給対象となる飲食店は対象外）の受給者に対し、市から追加給付を行う。

対象事業者

千葉県中小企業等事業継続支援金の給付を受けた市内事業者。

給付額

一事業者につき10万円

申請期間

令和3年12月15日～令和4年2月28日

予算額 事業総額 134,786千円

《事業費（補助金）》 134,500千円

○対象事業者 1,345事業者 × 10万円 =134,500,000円

《事務費》 286千円

■印刷製本費 封筒類印刷 56千円

■通信費 郵便料 230千円

担当 佐倉市産業振興課 山口・寺川 TEL 043-484-6145

参考 千葉県中小企業等事業継続支援金の概要

【支給額】

法人30万円 個人15万円

【申請期間】

令和3年8月5日～令和3年12月28日

【支給要件】

- ・千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象（飲食店・大規模施設等）でないこと
- ・令和3年4～10月のうちいずれかひと月の売上が前年または前々年同月比で30%以上減少していること